

.T.B.R. レンタル利用規約

日章貿易（以下甲という）の .T.B.R. トランジットバイクラックをご利用いただき誠にありがとうございます。
お客様に甲所有の .T.B.R.（以下レンタル物件という）をご利用いただきます際は、下記規約を承諾いただけたと承知します。

●レンタル契約

レンタル物件の数量、単価、運搬、利用期間を含むレンタル期間（引渡及び返還）、を協議のうえ個別に契約し、お客様から注文の意思を受け、甲がこれを承諾することにより契約成立し、レンタル物件の返還をもって終了します。なおレンタル物件ご返却後、甲の検収に加え、お客様の発生代金総額のお支払いをもって有効とします。

●代金支払

甲が定める銀行口座に、請求書に指定された期日までにお振込みください。（振込手数料はお客様負担）
代金は50%前払いをお願いいたします。なお支払いを遅延した場合は年14.5%の遅延損害金が発生するものとします。

●引渡し

甲は契約で定めた引渡期日に、引渡場所でレンタル物件を引き渡します。
天災地変、電力制限、輸送中事故等、甲の責に帰することのできない事由により、レンタル物件の引渡しが遅れ、または不能になった場合は、甲はこの責を負わないものとします。この場合、お客様は契約を解除することができます。

●レンタル物件の検収

レンタル物件のメンテナンスやクリーニングにおきましては万全を期してはおりますが、多少の使用感や傷、老朽化等、新品状態ではないことをご了承がいます。お受け取り時にレンタル物件が使用可能な状態か、数量等ご確認いただき、万一破損、数量不足等ございましたら直ちにご連絡いただくものとします。輸送中の破損、不足があった場合、代替の物件にて対応しますが、代替品が無い、代替品が間に合わない場合、レンタル料金の返金ををもって一切の責任を免れるものとします。

●保守管理

レンタル物件の所有権は甲にありますが、レンタル期間中の使用管理責任はお客様となります。使用目的に合った使用、注意義務をもって保管をしていただき、常時正常の状態で維持管理ねがいます。運搬用カゴ台車も同様の扱いとします。

●解約

申し込み後のキャンセル：レンタル料金の30%（※申し込みの段階で数量を仮押さえる）
レンタル物件出荷日の前日：利用料金総額の50%
レンタル物件出荷日の当日：利用料金総額の100%（※天災地変であっても、前日当日のキャンセル料金は発生します。）

●甲の免責事項

・甲はお客様に対して引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、お客様の使用目的への適合性については責任を負いません。なお引渡し後、直ちに物件の性能の欠陥につき通知がなかった場合、レンタル物件は正常な状態で引き渡されたものとします。
・レンタル物件のレンタルに関し、甲の責に帰すべき事由によって甲がお客様に対して損害賠償責任を負う場合、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とし、現にお客様が支出した直接損害に限るものとします。
・レンタル物件の不具合等に起因してお客様又は第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害については、甲はその責を負いません。

●返還

個別契約満了時の措置とレンタル物件の返還
レンタル物件の返還は貸し出し時の状態での返還していただきます。返還時に毀損、汚損、欠品等が認められる場合、お客様の責任において現状に復するか、またはその費用（修理費、清掃費等）を甲に支払いいただきます。

●損害賠償

・レンタル物件を第三者に譲渡、質入、転貸、占有移転等の処分、レンタル物件を改造や改装してはならないものものとします。
レンタル期間中に、使用や取扱いの不備、保管方法の不備により破損した場合、また盗難などにより滅失した場合は時価相当額を弁償していただきます。
・不返還により発生した甲の全ての損害について賠償する責を負います。
また契約違反することにより甲に損害を与えたときは、その損害の全て（弁護士費用及びその他実費）を賠償していただきます。
・天災地変、その他原因の如何を問わず、お客様にレンタル中の物件に損傷、又は滅失、盗難等が発生した場合、お客様は本約款に定める義務を免れません。
・レンタル物件の損傷に対して甲が修理を行った場合、その修理費相当額はお客様負担とします。
・レンタル物件の滅失、盗難等により甲の所有権を回復する見込みがない場合、若しくは物件返却返還時の検収において物件の損傷が著しく次回レンタル不能の場合、お客様はレンタル物件の再調達価格相当額を甲に支払うものとします。
・レンタル物件の修理並びに再調達に時間を要する場合、お客様は休業損害に相応した補償金を甲に支払うものとします。

●契約解除

お客様がこの契約に違反された場合には、甲は特段の通知、催告なしでこの契約を解除する事ができるものとします。この場合、直ちにレンタル物件を返還していただきます。契約が解除された場合であっても、支払い済み代金の返金はしない、また甲がレンタル物件の返還を受けるまでの利用料金と別途延長料金をお支払いいただきます。

●通知義務

甲及びお客様は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を相手方に速やかに連絡すると同時に書面でも通知します。
（1）レンタル期間中の物件について盗難・滅失或いは毀損が生じたとき
（2）レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法律的、事実的侵害があったとき
（3）代表者を変更したとき
（4）住所を移転したとき

●秘密保持

甲及びお客様は、個別契約に伴い知り得た一切の情報を、契約終了後も他に漏らしてはなりません。

●裁判管轄

契約においてお客様との間で紛争を生じた場合には、甲の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。